

## 【論文要旨】

### 1. 目的

今日、生命をめぐる国内外のルール作りにおいて、「人間の尊厳」は重要な役割を果たしている。たとえば日本においては、2001年6月に施行された「ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律」において、「人の尊厳の保持、人の生命及び身体の安全の確保並びに社会秩序の維持…に重大な影響を与える可能性がある」（第一条）ゆえに、クローン個体（クローン人間）を生み出すことが禁止された。また、2014年に制定された「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」は、「人間の尊厳及び人権が守られ、研究の適正な推進が図られるようにすること」を目的としている。さらに「社会福祉士及び介護福祉士法」では、2007年の改正に伴い、「個人の尊厳を保持する」ことが社会福祉士及び介護福祉士の義務とされ、その新カリキュラムでは「人間の尊厳と自立」という大項目が立てられているほどである。先端医学研究から医療・介護の領域まで、今日、人の生命が関わるところならばほぼ必ず、人間の尊厳が語られると言っても過言ではない。とはいえ、多種多様な問題を解決する鍵として用いられるにつれて、この概念に対する批判も聞かれるようになってきている。それによれば、人間の尊厳は曖昧であり、ゆえに論争を解決する上で役立たないだけでなく、自分の立場を相手に無理やり認めさせる概念の武器として用いられているゆえに危険ですらある。

しかしながら、だからといって、ナチスによる残虐な行為に対する反省を踏まえ、各種の宣言や法的な文脈に位置づけられることになった当の「人間の尊厳」を、一世紀も経たないうちに有害無益なものとして捨て去るのは、あまりにも時期尚早なのではないだろうか。そもそも、ある概念が明晰な適用基準（記述的意味）をもたないことから、ただちにその概念が有害無益であることが帰結するのではない。「乱用」という事態が本当に存在するなら、むしろ問われるべきなのは、概念の曖昧さではなく、曖昧さとの向き合い方なのではなかろうか。むしろこうした模索を通じてこそ、その概念は有意味な概念として守られるのではないが。

以上の問題関心のもとに、本論文は主として二つの目的を設定している。第一に、人間の尊厳を、曖昧さを否定的に捉えない枠組みにおいて、つまりそもそも曖昧なものとして理解すること、そして第二に、人間の尊厳の恣意的な使用を避ける手段を、現代の生命倫理学におけるもう一つの柱である「対話」と結びつける形で提示することである。

### 2. 論文の構成

本論文は、五つの章からなる。

#### 第1章 厚い概念としての人間の尊厳

- A) 人格と尊厳
- B) 人格をめぐる二つの見解：一致と不一致
- C) 「厚い概念」とは何か
- D) 事実と価値の絡み合い
- E) 科学と価値

## 第2章 人間の尊厳と規範

- A) 討議倫理学における規範と価値
- B) 規範と価値の絡み合い
- C) 類倫理学と「人間の尊厳」
- D) 絡み合いによる尊厳の消滅?
- E) 存在の多元性

## 第3章 人間の尊厳と公序良俗

- A) 代理懐胎批判としての人間の尊厳
- B) 公序良俗と人間の尊厳
- C) 類型論から見た代理懐胎
- D) 権利論的公序良俗論と代理懐胎
- E) 「自己決定のための公序」と「メタ自己決定としての公序」

## 第4章 人間の尊厳と討議

- A) 倫理委員会の基礎としての討議倫理学
- B) 自己尊敬としての「人間の尊厳」
- C) 発見的概念としての「人間の尊厳」
- D) 二つの「場合」

## 第5章 人間の尊厳と福祉

- A) ケイパビリティ・アプローチにもとづく福祉理解
  - 1) セン
  - 2) ヌスバウム
- B) ケイパビリティ・アプローチと子どもの医療
  - 1) 生殖補助医療における「子の福祉」
  - 2) 新生児医療における「子の福祉」
- C) 第三章開放的な吟味と子の福祉
  - 1) 閉鎖的不偏性と開放的不偏性
  - 2) 事態に関する合意と事例に関する合意

## 3. 論文の概要

第1章では、人間の尊厳を、事実と価値とが絡み合った厚い概念として位置づけることを試みている。人間の尊厳とは、人格の基本的なあり方——還元不可能性、心身の統一性、社会性——に付随する価値である。「人格とは何か」、「どのような存在に人間の尊厳が備わるのか」という問いに対して示されてきた、「ヒトの生命に尊厳は備わる」、「自己決定能力に尊厳は備わる」という回答は、上記のあり方を記述的な性質によって明確に説明しようとする努力の現れなのである。

しかし、厚い概念である人間の尊厳には、記述的要素（事実）と評価的要素（価値）とが絡み合った仕方含まれている。そのため、人間の尊厳の適用基準を、記述的性質 a, b, c……といった形で取り出すことができるという想定自体が、誤りなのである。もちろん、明確な適用基準をもたないということは、尊厳に関して判断できないということではない。大切なのは、規則とは別の仕方、尊厳が侵害されている事態を適切に捉える評価的視点（感受性）をもつことなのである。

第2章では、人間の尊厳という価値と規範の関係を検討している。その理由は、人間の尊厳（の侵害）は、単に「捉えられる」ものではなく、われわれが何を為すべきかを判断する上でも——すなわち規範上も——重要な意味をもつが、価値と規範の区分もまた、広く受け入れられているからである。そこでここでは、価値と規範のつながりを認めるヒラリー・パトナムと、両者を区分しようとするユルゲン・ハーバーマスの論争を扱った。しかし論争を丁寧に追う中で明らかになったのは、ハーバーマスの討議倫理学においても、人間の尊厳という価値は、規範の基礎になっているということである。むしろ両者の争点は、価値（人間の尊厳）と規範の結び付きを認めただ上で、両者を事実と関連づけるかどうかという点にこそある。なぜならハーバーマスにとり、価値や規範を事実と結びつけることは、相互尊重の態度を掘り崩しうるものだからである。これに対して本研究は、パトナムの「存在の多元性」という議論に依拠しながら、われわれに尊重を求める事実もまた存在するのではないかと、つまりハーバーマスは存在を不当に狭く理解しているのではないかと疑問を呈した。

第3章では、人間の尊厳からどのような規範が導出されるのかを論じている。伝統的に、人間の尊厳が、能動的に規範に従う行為主体を担い手としてきたことを踏まえるなら、ここで問われているのは、「行為主体としての人間」の尊厳と言えるだろう。そうした規範としてしばしば挙げられるのは、イマヌエル・カントの定言命法の一つである、「目的自体の定式」ないしは「客体定式」である。しかし定言命法それ自体は空虚であり、それゆえに恣意的な権利の制約を引き起こす可能性があった。例えば、代理懐胎を引き受ける女性に対して、自らを道具に貶めているゆえに、目的自体の定式に反するといった批判は、冷静にその妥当性を検討する必要がある。そこでわれわれが着目したのは、目的自体の定式に実質を与えるものである公序良俗（良俗）である。いくつかの公序良俗論の検討を通じてわれわれが到達した結論は、次のようなものである。生命や身体（これらは人間の尊厳と密接な関係にある）を保護するために、公序良俗違反という形で、基本権が制約される場合がある。しかしそのさいに大切なのは、良俗とされているものを鵜呑みにせず、基本権の観点からスクリーニングにかかる討議プロセスを——メタ自己決定として——経ることなのである。

第4章では、倫理委員会や倫理コンサルテーションにおいて交わされる、個別的な討議と人間の尊厳の関係を検討している。というのもメタ自己決定は、法律やガイドラインといったレベルだけではなく、現場における個別の討議にこそ求められているからである。討議倫理学を再び検討することにより明らかになったのは、人間の尊厳の侵害を適切に捉え、何を為すべきではないかを捉える上で、個別の討議がもつ独自の意義である。尊厳が侵害される「場合」は、法やガイドラインといった公序のレベルだけで明確にできるものではない。とりわけ生命倫理において問われる技術については、それを利用した「場合」すべてを尊厳の侵害として——それゆえに「為

してはならない」と——規定するなら、基本権の恣意的な制約に繋がりがねない。必要なのは、一つ一つの事例に関して、規則をトップダウンで適用するのではなく、評価的視点を適切に働かせることによって、尊厳侵害の有無を判断することである。

第5章では、人間の尊厳と福祉の関係を問題にする。人間の尊厳は、しばしば行為を禁じる根拠として理解されてきた。しかし、人間が成長し、生きていく上で、他者による行為が不可欠であるとすれば、尊厳は作為の義務を生み出すと言えるであろう。そして、両者の関係を明らかにする上で重要なのが、「福祉」なのである。この章で取り上げたのは、福祉理論として現在有力なケイパビリティ・アプローチである。このアプローチに与するセンとヌスバウムという二人の論者の比較検討を通じて明らかになったのは、ヌスバウムの理論に見られる「リスト」や「閾値」という線の暴力性である。この線によって多くの「人」は、その福祉も尊厳も顧みられることなく切り捨てられていく。これに対して、理論ではなく現実に焦点を当て、開放的に議論を行うことを強調するセンの立場は、ある種の事態、特定のケースに関して合意し、福祉を改善し、それによって人間の尊厳を保障する可能性に道を開いていた。

以上の議論を通じて、本研究の二つの目的——第一に、「人間の尊厳」を、曖昧さを否定的に捉えない枠組みにおいて理解すること、第二に、「人間の尊厳」の恣意的な使用を避ける手段を提示すること——に対して、次のような答えが与えられる。すなわち「人間の尊厳とは、そもそも曖昧な概念であり、この概念を適切に用いるには、適切な評価的視点を獲得しなければならない。その意味では、この概念には常に誤用のリスクがつきまとう。このリスクを避けるには、何を為すべきではないのか、何を為すべきなのかを、事例ごとに、討議を通じて、問い直す必要がある。」もちろんこの答えは、人間の尊厳の記述的意味を明確にし、それによって生命倫理や医療倫理の様々な問題をトップダウンで、すっきりと解決することを望む人々には、納得のゆくものではないだろう。だが、明解な解決を望む人たちは、そうした解決を望めないがゆえに尊厳を有害無益と判断する人たちと同様、そもそも無い物ねだりをしているのではないだろうか。

すでに哲学者たちが生物医学や医療の問題に対して積極的に発言し始めて半世紀以上が経つ。そのあいだ彼らは、思考実験を駆使し、原則や理論を明確化しようと努力を積み重ねてきた。しかし、そうした努力は、時として現実をあまりに単純化しすぎる傾向をもってきたように思われる。パトナムがいうように、「実践的な問題は、哲学者たちの理想化された思考実験とは異なり、『ごちゃごちゃ』しているのが普通」なのである。実践の学としての生命倫理学が、真の意味で実践に関わるためには、「ごちゃごちゃ」した現実にはたゆまず目を向けること、そして、この現実との付き合い方を根本から見直すことが必要である。人間の尊厳をめぐる本研究は、生命倫理学のこうした展開に寄与するものである。

#### 【論文審査結果要旨】

公開審査は2017年2月28日の14時から16時まで、5号館1階の143教室で行われた。

学歴にもあるように、執筆者は本学の博士課程を退学後、東京大学医学部に5年間ほど勤める機会を得る。審査の冒頭で本論文に至るまでの経緯を語ってもらったが、堂団にとってはこの体験が、医療の現場と学問研究とのズレを意識させるうえできわめて重要な意味をもったという。両者の距離を少しでも埋めるべく彼が選択したのは、広義における現代プラグマティズムの思考

法を生命倫理に採用することである。じっさい、テーマである「人間の尊厳」に、現代倫理学における厚い概念と薄い概念との区別や、いわゆる討議倫理学の諸カテゴリーを、さらには公序良俗という法律概念や、社会福祉学におけるケイパビリティの概念を積極的に適用してまさに多元的に論じるその手法は独創的であり、他に類をみない。この点は高く評価されるべきである。

しかし問題点もある。一番に指摘すべきは、私たちが直面する現在の問題に焦点を当てるあまり、概念の思想史的アプローチが不足していることである。キリスト教におけるペルソナ論や近代カントの所論にも最小限、言及されているが、それらがもちうるであろう意義を型どおりにしか理解していない嫌いがある。いまなお歴史に学ぶことは大切なのではないか、とのコメントが複数なされた。第二には、個別的な判断の重要性を強調する反面、より一般的な規範（法、指針、ガイドライン）などをすべて一括りに論じ、それぞれの違いに踏み込めていない点が挙げられる。人間の尊厳を保障する上では、それぞれの規範がもちうる独自の役割をより詳細に議論する必要がある。さらに第三の問題点として、「人間の尊厳」にかんする西洋の受け取り方と日本のそれとの違いにも注目して論じたらもっとよかったのではないか、という意見もあった。たしかにこうした論点は、本研究が一貫して踏まえようとしている具体的な問題状況を別の角度から照らし出す上でも有益だったように思われる。

しかし、これらすべての問題点は、執筆者本人によってすでに深く自覚され、喫緊の課題として銘記されていた。また、審査員によって呈されるすべての質問にも、研究や教育を通じて十分に蓄えられている豊かな学識と見識にもとづき、一つ一つどこまでも誠実かつ丁寧に答えようとする真摯な態度も顕著であった。

以上の理由により、審査員一同は堂園俊彦に博士(文学)の学位を授与することが適当であると判断した。